

西知多医療厚生組合公告第1号

電気需給について、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び西知多医療厚生組合財務規則（昭和54年西知多厚生組合規則第1号）第3条において準用する東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月7日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

公立西知多総合病院で使用する電気

予定契約電力 1, 904 kW

予定使用電力量 8, 572, 051 kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 使用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

また、本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

(4) 需要場所

東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院

2 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格

制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告日において、東海市又は知多市入札参加資格者名簿（令和6・7年度）

- 「業務：製造・販売」のうち「営業種目：電力」に登録されている者であること。
- (3) 東海市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）及び知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (4) 本公告日から開札日までの期間において、東海市又は知多市において指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
 - (6) 公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱の別表「公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす者であること。

3 入札手続き等

(1) 入札参加資格の確認等

制限付一般競争入札に参加をしようとする者は、次に定める提出書類に必要事項を記入し、提出期限までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、組合から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。持参する場合は、事前に電話で確認後来院すること。

また、提出期限までに提出書類の提出のない者及び入札参加資格のない者、入札参加資格が確認できない者は入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格等確認申請書（様式第1）

(イ) 公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱の別表「公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす証明する書類「公立西知多市総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書」（様式第2）

イ 提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出先

〒477-8522

愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1

公立西知多総合病院 管理課 施設・用度担当

電話番号 0562-33-5500

オ 入札参加資格の審査結果等

入札参加資格の審査結果については、電子メールで審査結果書を令和7年1月15日（水）までに送付する。

カ 入札参加の辞退

入札参加資格等確認申請書を提出した後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3）を提出すること。

キ その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2) 仕様書等の配布

令和7年1月7日（火）から令和7年1月14日（火）までに、西知多医療厚生組合又は公立西知多総合病院のホームページからダウンロードすること。

(3) 質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、次の書類を作成し、提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和7年1月15日（水）から令和7年1月17日（金）午後4時まで

イ 提出先

公立西知多総合病院 管理課メールアドレス

kanri@nishichita-hp.aichi.jp

ウ 提出方法

入札参加資格等確認申請書に記載した担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先にメール着信の確認を行うこと。

エ 提出書類

質問書（様式第4）

なお、ファイルはマイクロソフト社のワード形式で提出すること。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年1月20日（月）までに入札参加資格を有する者に対して電子メールにて通知する。

カ その他

質問がない場合については、提出の必要はないものとする。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月24日（金）午前11時

イ 場所 公立西知多総合病院 講堂

4 入札の方法

(1) 本入札は、紙入札（様式第5）とする。なお、入札者は、入札書を提出する際、入札書内訳書（様式第6）（任意様式でも可）を入札執行者に提出すること。

(2) 入札書に記載される金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力料金単価）を根拠とし、あらかじめ組合が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の単価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約書は、入札書内訳書に記載された落札単価（税抜単価）で締結するが、発注単位又は請求単位の総額（税抜単価）にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を支払うものとする。

※入札金額の算定にあたっては、毎月、力率100%、燃料費調整単価 3.72 円、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 3.49 円とすること。

(3) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回を限度とし、「6入札の無効」に該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

(4) 入札は、入札参加者が1者であっても執行するものとする。

5 落札者の決定

予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札金額が0円の入札
- (12) 前回の入札における最低価格以上の入札
- (13) 入札書内訳書の提出のない入札若しくは入札書内訳書の合計金額と入札書
の金額が異なる入札をした者の入札
- (14) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者で、入札参加者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結しない場合において、当該落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の100分の5の額を組合の発行する納付書により納付しなければならない。

8 予定価格

予定価格は公表しない。

9 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は設けない。

10 その他

(1) 現場説明会

実施しない。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約保証金は、西知多医療厚生組合財務規則第3条の規定において準用する東海市契約規則第31条第7号の規定により免除する。

(4) 支払条件等

この契約における支払回数は12回とし、各月の電気使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

(5) 担当課及び問い合わせ先

公立西知多総合病院 管理課

電話番号 0562-33-5500

メールアドレス kanri@nishichita-hp.aichi.jp

仕 様 書

本仕様書は、調達案件の概要を示すものであり、契約条件については、西知多医療厚生組合財務規則第3条に規定する東海市契約規則(昭和44年東海市規則第11号)による。

1 概要

- (1) 調達件名 公立西知多総合病院で使用する電気
- (2) 需要場所 東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院
- (3) 業種及び用途 病院

2 仕様

(1) 供給電気方式

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) : 6,600V
- ウ 標準周波数 : 60Hz
- エ 受電方式 : 2回線受電
- オ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 1,904kw(予備線あり)
- イ 予定使用電力量 : 8,572,051kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(3) 使用期間

令和7年(2025年)4月1日午前0時から
令和8年(2026年)3月31日午後12時まで

また、本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(4) 電力量等の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、電力量等の検針に必要な機器の交換について調整が必要な場合は、一般送配電事業者と調整すること。

(5) 需給地点

公立西知多総合病院構内引込第1柱過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ。

(8) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

イ 電気料金は、次の(ア)から(エ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

- ・基本料金（常時）＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率／100）
- ・基本料金（予備線）＝契約電力×予備線基本料金単価

(イ) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

- ・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(ウ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとし、以下の算式により算出する。

- ・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(エ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

ウ 電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする

(ア) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(9) 電気料金の支払条件等

この契約における支払回数は12回とし、各月の電気使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

(10) その他

ア 平均力率 100%

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

750kVA 2台

エ 使用電力量の検針後、速やかに検針結果（最大電力、使用電力量、料金等）を通知すること。

オ 増税等、法改正に伴い契約単価に変更が伴う場合、必要に応じて契約単価を見直すものとする。

カ この仕様書に定めのない事項については、協議を行うこと。

月別の予定使用電力量

別紙1

| | 予定最大 需要電力 (kw) | 力率 (%) | 予定使用 電力量 (kwh) | 予定使用電力量内訳 | | | 参考 4月～11月 R6:同月使用実績 12月～3月 R5:同月使用実績 |
|-----|----------------------|-----------|----------------------|---------------|---------------|----------------|--|
| | | | | 昼間時間 (kwh) | 夜間時間 (kwh) | 重負荷時間 (kwh) | |
| 4月 | 1,555 | 100 | 562,962 | 319,035 | 243,927 | | 568,649 |
| 5月 | 1,476 | 100 | 580,960 | 303,610 | 277,350 | | 586,829 |
| 6月 | 1,742 | 100 | 650,558 | 393,314 | 257,244 | | 657,130 |
| 7月 | 1,836 | 100 | 885,791 | 232,293 | 368,056 | 285,442 | 894,740 |
| 8月 | 1,840 | 100 | 914,991 | 239,208 | 393,198 | 282,585 | 924,235 |
| 9月 | 1,753 | 100 | 783,896 | 194,147 | 335,212 | 254,537 | 807,030 |
| 10月 | 1,717 | 100 | 565,068 | 329,175 | 235,893 | | 643,331 |
| 11月 | 1,541 | 100 | 604,714 | 344,810 | 259,904 | | 579,521 |
| 12月 | 1,739 | 100 | 744,060 | 414,589 | 329,471 | | 751,576 |
| 1月 | 1,750 | 100 | 806,519 | 419,160 | 387,359 | | 814,666 |
| 2月 | 1,768 | 100 | 719,118 | 396,562 | 322,556 | | 726,383 |
| 3月 | 1,742 | 100 | 753,414 | 421,465 | 331,949 | | 761,026 |
| 合計 | | | 8,572,051 | 4,007,368 | 3,742,119 | 822,564 | 8,715,116 |

※「重負荷時間」とは夏季(7月1日から9月30日まで)の午前10時から午後5時までの時間をいう。
 但し、次に定める日の該当する時間を除く。
 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、
 5月2日、12月30日、12月31日

※「昼間時間」とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。
 但し、重負荷時間および次に定める日の該当する時間を除く。
 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、
 5月2日、12月30日、12月31日

※「夜間時間」とは、重負荷及び昼間時間以外の時間をいう。